

答弁書第一六号

内閣参質一七七第一六号

平成二十三年二月一日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員福島みずほ君提出法務省による東京拘置所の刑場公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出法務省による東京拘置所の刑場公開に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十二年十一月二日内閣参質一七六第六一号）三及び四について述べたとおり、各刑場の刑具は、開落式踏板上の被執行者の身体の自重によって絞首する機構であり、絞首された被執行者と床面との間に距離をおく運用について絞罪器械図式（明治六年太政官布告第六十五号）と変わるところはなく、運用を変更したとは考えていない。

二から四までについて

死刑執行を確実に行うためには、絞首された被執行者と床面との間に距離をおく必要があるので、個々の死刑執行ごとに、被執行者の身長、体重等を考慮し、死刑を執行する刑事施設において絞縄を必要な長さ固定しているものであり、被執行者の落下距離を決めているものではない。

五について

現時点で刑場の公開を行う予定はない。

